

○秋葉主査代理 次に、山井和則君。

○山井分科員 質問の時間を三十分いただきまして、ありがとうございます。

冒頭、二問ぐらい大村副大臣に質問をさせていただきたいと思います。

週刊誌の報道によりますと、大村副大臣の私設秘書の方が、三年半にわたって高浜市の雇用促進住宅に住まわれていたということであり、月の家賃は約二万四千元、現在満室ということですが、大村副大臣、この入居の経緯をまずお聞かせいただければと思います。

○大村副大臣 事実関係を申し上げたいというふうに思います。

今から四年前の平成十七年の七月に、私の事務所に名古屋の子が働きたいということで来まして、私が採用いたしました。その後、名古屋から車で通っていたんですけども、やはり一時間じゃ来れない、一時間半ぐらいかかったというようなことも聞いております。

そうこうしている間に、自分で、地元で宿舎をといますか、住むところを探したいということで、うちは事務所の子は基本的には雇用保険には当然入っていますので、雇用保険に入って、その上で地元のハローワークの紹介で本人が探して、雇用促進住宅というのは私の地元では結構たくさんありまして、そのうちの一つの雇用促進住宅に、当時の入居率が七十何%、こういうことございまして、あいていたということで、紹介を受けてそこに入ったというふうに聞いております。

雇用促進住宅というのは、御案内のように、炭鉱離職者のための住宅ということで始まって、現在では、所得制限、いわゆる五百六十七万円より下の所得、そして家賃の三倍の月収という条件の中で、ハローワークの紹介で住むことができるということでございます。

最近までそこに住んでいて、仕事柄夜も遅いので、帰っても暗くなっているということで、普通に手続を踏んで普通に住んでいたということでもありますから、そういう意味では、彼自身に落ち度があるということにはならないというふうに私は思いますけれども、それでも、いろいろな御意見なり見方があるということも事実だと思います。事実関係を御存じである方ばかりでもありませんし、そういうことありますと、そうした意見が、いろいろな意見、いろいろな見方があることはやはり真摯に受けとめるべきというふうにも思います。

そういうことから、彼から相談がありましたので、そういうことであれば、もともと、どうも別途地元の方から、うちのアパートもあいているからどうだというような声もあったということでございますので、それなら、この際そういったところに引っ越したらどうかということをお願いして、もう既にこの週末に引っ越したというふうに聞いております。

○山井分科員 本人に落ち度があったとは思わないということですが、やはり副大臣の私設秘書の方が、そして、まさに今はもうこれは満室になっているはずなんですね。

それで、昨年十二月十八日、ここに資料もありますが、「申し入れ」として、舛添厚生労働大臣あてに、速やかな政策実現を求める有志議員の会が、非正規労働者の、派遣切り、雇用打ち切りが相次ぐ中で、やはり公務員住宅を開放してほしい、そして、それで不十分なきには雇用促進住宅のさらなる開放ということ、大村副大臣も有志の議員の会の一名として申し入れておられますし、まさにこういう非正規雇用の方の住居を手当てる副責任者である方の秘書が入居していたということは、やはりそれによって非正規の方が一人入れないということになってしまうのではないかと思います。

大村副大臣、この秘書の方が入居されているのをいつから御存じだったのかということと、こういう満室になっているということと、今回の、まさに雇用促進住宅を非正規の方の住まいとして開放するという申し入れをされた立場で、秘書の方に、やはりそれは出ないとだめなんじゃないかということをもっと早くおっしゃるべきだったんじゃないでしょうか。いかがですか。

○大村副大臣 この雇用促進住宅というのは、先ほど私が申し上げましたように、私の地元は、もともと高度経済成長時代に自動車初め製造業が結構盛んでありましたので、九州からの炭鉱離職者の方を受け入れるということで、結構たくさんあります。

そういう意味で、今言われましたようにこの住宅はたまたま今満室ということではありますが、当時、入ったときは七〇%台の入居率であった。それから、要は、この高浜市だけでもあと二カ所、雇用促進住宅があります。そこはあいております。あと、その周りに碧南とか刈谷とか安城、そういったところもまだまだあきがあります。ですから、全体としてはあきがあるということは事実として申し上げたいというふうに思っております。

その上で、実は、雇用促進住宅も全部に管理人がいるわけじゃなくて、この私の秘書が住んでいたところには管理人はいなくて、隣の碧南の住宅の管理人さんが幾つかを兼ねておられたということでございます。したがって、秘書の仕事柄夜遅く帰ってきて、住宅も真っ暗だ、管理人さんもないというところで、毎日、いや、うちの住宅今いっぱいですか、どうのこうのと聞くのはちょっと、それもちょっと普通かなというふうに思いますが、そういう意味で、彼自身もあいていたというふうに思っていましたということを私は聞いております。

その上で、今回のこの件につきまして、私は、そういう意味では、そういう事実経過の中で、それはそれとしても、いろいろな意見、いろいろな見方というのがあるのも事実だと思いますし、これはやはり真摯に受けとめなければいけないというふうに思いますので、そういう意味で、もう既に彼に、相談があったので、それだったら早く引っ越したらどうかということで、引っ越しをしたということでございます。

それで、彼がここに住んでいるのをいつから知っているかという、先ほども、私、冒頭申し上げましたが、名古屋の子だったので、ずっと通っていた。ただ、遠いということもあって、自分で探して、当然事務所の中で連絡の名簿をつくりますから、そのときにいろいろな住所を見て、ああ、そうか、何だ、こっちに来たのかと言って、事後的には、そっかそっか、そういうところに入ったのか、そういうところに引っ越したんだということを事後的に知ったということでございます。

○山井分科員 一般の議員ではなくて、まさに非正規雇用の問題、派遣切りの問題について、本来先頭を切ってリードすべき方であるから、私は、今の説明を聞いて、残念ながら十分には納得することができません。しかし、次の質問に移らせていただきたいと思っております。大村副大臣、これで結構でございます。

それでは、舛添大臣にお伺いをしたいと思います。

まず、配付資料一ページを見ていただければと思いますが、要介護認定の基準の変更によりまして、介護度が軽く出てしまう人の問題、これは以前から委員会で取り上げさせていただいておりますが、舛添大臣にはこの一ページ目を見ていただきたいと思っております。

厚生労働省の担当者の方からもお聞き及びかと思いますが、例えばですけれども、これはあるケアマネの方が、御自分の今担当されている二十六名の方を、今回のテキストに従って、そして発表されている樹形図に従って一次判定をやってみたら、二十六人中十四名が軽くなるという結果が出た。五三・八%ということなんですね。もちろん、これは二次判定でもありませんし、正式なものだと言う気はありません。

そして、前提としまして、二ページにありますように、判定方法、対象者の現状の状態像から、二〇〇六年の認定調査マニュアルと二〇〇九年の認定調査マニュアルに準じて共通項目六十八項目と、旧項目十四項目、新項目の全八十八項目にすべてチェックをして比較したというような前提を置いてであります。

そしてまた、三ページ目も見ていただきたいんですが、これももうお一方ケアマネの方が一次判定をやってみられたんですが、多数の方が今回軽くなっている。

繰り返しになりますが、別にこれは二次判定が出たわけではありませんから、まだわかりません。わかりませんが、現場ではこういう非常に危機感が募っているということなんです。

それで、質問通告もしておりますが、このお二人の方がまとめられたケース、担当の課の方とも意見交換もされていると聞いておりますので、こういう結果、もちろん二次判定のことはありますけれども、一次判定でこういうふうに、かなり、過半数の方が下がるというようなことになりはしないのか、そのことについて舛添大臣から見解をお聞きしたいと思います。

○舛添国務大臣 今、山井委員みずからおっしゃいましたように、一次判定か二次判定かとか、それから市町村が使っているソフトか、試案のようなものか、さまざまな留保条件がありますから、この留保条件を全部クリアすればまた違った結果が出るかもしれません、それが一つ。

それからもう一つは、やはりこれはきちんと実際に検証してみたいというふうに思っておりますので、四月の十

三日に検討会を、御承知のように、この問題について立ち上げまして、今鋭意検証を行っております。その結果で、これはまた見直す必要があれば見直していく。

ただ、介護技術の進歩とかいろいろなものを入れますから、一番大事なのは、介護の手間暇がどれだけかかるかという認定をする必要があって、それを今この要介護認定基準の見直しということでやっているわけでありまして、私はよく言うんですけども、母親もずっと介護してきた、それは介護度が軽くなるにこしたことはないですよ、よくなっていることです。介護度が重くなったというのは症状が悪化しているということですから、それは余り喜ぶべきことではない。

ただ、それぞれのケースでいうと、介護度が逆に重くなって喜ぶかといったら、それは負担がそれに比例してふえるわけですから、ちょっと待ってくれという方もおられるかもしれない。それから、今まさに、介護度が軽くなったために今まで受けていたサービスが受けられない、それはそれでまた問題があると思えますけれども、これはやはり一つ一つのケースについてきちんともう少し検証させていただきたいと思っています。

○山井分科員 私の知り合いが認定審査員の会の会長をやっているんですが、先日もその集まりがあったそうで、その審査員の会長の方が二次判定を担当される審査員の方々にどうスピーチをされたかという、今回の基準の変更によって軽く出る人がたくさん出るおそれがある、これは非常に深刻な問題だから、ぜひとも二次判定で皆さん救うようにしてくださいというスピーチをされたそうです。別にこれは私は偏った方の話をしているんじゃないんです。

舛添大臣に御理解いただきたいのは、全国でそういう深刻な現状になっているんですね。ですから、私もこれは特別なケースを取り上げていると思っていないんですが、舛添大臣、今後も検証されるということをおっしゃいましたけれども、ここでぜひお願いしたいのは、ぜひこのお二方のケアマネの方と担当の厚生労働省の方、会っていただいて、何が違うのかということを一回調べていただいて、具体的にこういう不安はあるんですから、別にこれはわざと低くされようとしているわけじゃないんですよ。公開されている樹形図を使ってやるとこうなるということも多くの方々がおっしゃっているわけですから、別に私はこのお二方のケースだけを助けようかと思っているわけでは全然ありませんが、具体的な事例として、全国の方々が同じような不安と悩みを抱えておられるんですね。

ぜひ一度厚生労働省の担当の方は話をして、何が違うのかということ、また私、後日質問しますので、委員会で答弁をしていただきたいと思うんですが、大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 それは広くいろいろな方の意見を聞くのは大変大切だと思いますし、厚生労働省の中だけでやるのではなくて、広く意見を聞く、そのために、実は、先ほど申し上げました検証・検討会を設けて、そこで全員の意見を私も聞きました。本当に千差万別、いろいろな意見があります。

例えば、そういう中で、いろいろな方を呼んでヒアリングをしていくということも十分可能でありますので、それはぜひ事務方と、今委員がおっしゃったように、どこが、どういう手法が違うのか、もっと詳しく議論するのはむしろ歓迎したいと思います。

○山井分科員 また次の質問のときに答弁していただけますか、何が違うかというのを。

○舛添国務大臣 事務方と資料を出された方々とよく議論をして、それは結果を報告させていただき、御質問があればそれはお答えしたいと思います。

○山井分科員 それで、今回、現場からのこういう苦情、不安の声をもとにして、激変緩和措置、経過措置を講じられたということなんです。しかし、私は一步前進だと思いますが、大きな問題が残っていると思います。なぜならば、経過措置をされたということは、今回の新しい認定基準で介護度が軽くなって、サービスがカットされる人が出るかもしれないという心配があったからだと思うんですね。これは当然だと思いますが。

ところが、これは今まで利用していた人にだけ経過措置を設けると、私は新規の認定者に対して不公平になると思うんです。舛添大臣、ここは冷静に考えていただきたいと思うんですが、今まで例えば要介護一だった人が新しい認定で要支援になります、これはかわいそうだからということで、今までの認定の要介護一のサービスは保障しますということをしたんですよね。

ところが、新規裁定の方は、新しいサービスで受けると、先ほど言ったように、最初から要支援二に出してしまう

かもしれないわけですよ。そうしたら、今まで利用していた人は要介護一のサービスを維持されるのに、なぜ新しい人は選択の自由がなく、自動的に、強制的に要支援二になってしまうのか、これは明らかに不公平だと思うんです。

ですから、今回の検証結果が出るまでは、そういう要介護認定の新しい認定で軽くなるリスクがあるということ、危険性をお認めになるのであれば、新規裁定の方にも、望めば、古い認定でも受けさせてあげて、選ばせてあげるといふことにしないと、新規裁定の方にとっては明らかに不利益になるんです、これは。大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 山井さんのような介護の専門家に申し上げるのは釈迦に説法なんですけど、そもそも介護認定というのは何なのか。どれだけの介護の手間暇がかかりますよということをしてできるだけ客観的に第一次、ソフトでやる、そして、しかし個々のケースがあるから第二次、審査会を経て、かかりつけのお医者さんとかナースとかが判定をするということなんですけど、そのことと、では家族の立場で、本人の立場でどういう介護をするかということとは若干のずれがある。

そうしますと、去年までというか、前回の介護認定で三なら三でやっていた。それで、新しい基準を使ったらどう見ても二ですねということになったときに、急に今まで使っていたサービスを使えない、それはちょっと待ってくださいという話になります。それから逆に、今まで三だと言われていて、あなたもっと重いよ、四だと言われた。四だと言われたって、一割負担ですから、その負担はちょっと嫌だよ、むしろ軽い方にしてくださいという方もおられるかもしれません。それはそれぞれの家庭の事情で、特に過去があって新しいときにはその苦情が多くなると思います。

しかし、今回は全く新たな人が来ます、新しい基準でやります。それも、前の基準をそのまま使うのだったら、変えていくことの意味がある意味でない。そして、過去がないんだから比べようがないわけです、もし仮に新しい基準でやりました、やったときに、どう考えても要介護度三というのはおかしい、私は四だよというようなことを言う人がいれば、そのときは区分変更の請求がすぐできますから、それは救えますよ。そして、そういう意味で、前のと比較するのと新たなと、新たな場合、最初から要介護度五では来ないでしょう。

○山井分科員 舛添大臣の答弁は明らかに不公平ですよ。今まで利用していた方はどちらかいい方を選べるのに、なぜ新しい人は選べないのか、その説明になっていないんですよ。不公平です。

それで、舛添大臣、きょうの配付資料にありますけど、この九ページのモデル事業をされたとおっしゃいますが、その中に、この認定調査員のテキストが昨年十二月から新しくなっているんですね。この認定調査員のテキストが新しくなった、そういうことはモデル事業に含まれていますか、含まれていませんか、イエスかノーかでお答えください。

○舛添国務大臣 モデル事業と研究事業で、研究事業の方に含まれているということでもあります。

○山井分科員 モデル事業の方を聞いているんです。モデル事業はどうですか。

○舛添国務大臣 モデル事業には入っておりません。

○山井分科員 では、この研究事業は何人を対象に、どういう人を対象にやったんですか。

○舛添国務大臣 八十六例を対象にしたということでもあります。

○山井分科員 どういう方ですか、八十六例の方は。

○舛添国務大臣 五つの自治体で一定の期間に申請を受けた人を使ったということでございます。

○山井分科員 八十六例、もっと具体的な話があるでしょう。施設の方ですか、在宅の方ですか、教えてください。

○舛添国務大臣 両方あるそうです。

○山井分科員 たった八十六例ですか。何でたった八十六例でこんな大きなことをやるんですか。なぜ私がそんなことを言うかということ、このテキストによって大きく変わるんです。

例えば、きょうの配付資料にもつけさせていただきましたが、六ページを見ていただきたいと思います。

六ページ、ちょっと字が小さいですが、このテキストによって、例えば座位の保持、今までなら、十分間座位を保っていたら保てるとしていたのを、こちらが二〇〇六年、右側が二〇〇九年です、新しい方では一分にしてあ

るんです。どう考えたって、二分から十分間まで座位が保てる人の部分は軽くなってしまいうわけですね。

そして二番目にいきますが、次の七ページ。

例えば、二〇〇六年のテキストでは、認知症に関して、ひどい物忘れのために日常生活に支障が生じる場合をいうというような書き方だったのに、今回、ひどい物忘れというところの項目では、線を引いてありますが、特記事項、食事をしたことは覚えていないが、しつこく食事を要求するといった行動がないため、「ない」を選択すると。食事したことを忘れても、ひどい物忘れはないでいいとなっているんですね。

そして三つ目、次の八ページを見ていただきたいんですが、例えば麻痺に関しても、今までは普通に、ある、なしだったのに、新しい二〇〇九年のテキストでは、右下にありますように、異なった選択が生じやすい点として、今までは左上肢に麻痺があると誤った選択をしていた、しかし今回、正しい選択と留意点では、目的とする動作は行えるが、感覚障害として、冷感、しびれ感が左上肢にあるような場合は、何もない、こういうふうになっているんですね。

舛添大臣、私は三つの例だけ挙げましたが、こういうふうに二〇〇九年のテキストと二〇〇六年のテキストと変わっているんですよ。この変わったことに関して、たった八十六例ですか、調査したのは。このことを今現場の人たちは不安に思っているんですよ。これはどう考えたって軽く出るわと。

改めて伺いますが、本当に、二〇〇九年のこのテキストで、去年十二月に発表したこのテキストで八十六例の調査をやったんですか。このことを確認します。

○舛添国務大臣 はい。それはやったというふうに報告を受けております。

○山井分科員 なぜ八十六例なんですか。舛添大臣、常識で考えてくださいよ。全国の四百万人の介護保険の高齢者がサービスが減るかもしれないということの調査を、たった八十六人で調査する、それはちょっと異常じゃないですか。けたが違うんじゃないですか。

○舛添国務大臣 その前に検討会を開きました。あなたの意見に賛成する人が半分、そうじゃない人も半分いる。

見て驚いたということなんだけれども、より正確に状況をどう認定するか。特記事項を書く。確かにそれは、特記事項を書くのは面倒くさい、その手間暇をどうするかの話はあります。しかしながら、麻痺としびれは違うんですよ、これは分けてやった方がいいですよというような意見があったり、要するに、自立・介助のときに寝たきりをどうするか、ただ、寝たきりはどうなんだ、食べ物にしたって、忘れたと言っただけでいいのか、しつこくおなかすいた、食べたばかりじゃないのと言ってもまたすいたと言うかというのがあって、それを正確に見たままを書いて、その上で特記事項を書きなさいと。なぜそういうやり方が悪いんですかと半分ぐらいの委員の方が言われる。

しかし、山井さんがおっしゃるように、これを見てびっくりした、本当にこれは不安になりますよという意見もあります。だからこそ、そういう意見を今真摯に聞きながら、もう現に動いていますから、それを検証して、その結果を公開の場できちんと討論し、検証して、じゃ、ここはやはり変えましょう、こういうことをやりましょうという作業を今やっているわけです。

そういう御不満とか不安があり批判がある、そういうことに対しては私は今真摯にこたえようとしているわけですから、八十六例どうだというのは、それはいろいろな形で例をとって見てやるというのは一つの結果であって、その結果、一、二割は軽くなる、一、二割は重くなる、六、七割は変わらないというのが一つ出てきた。出てきたからこれを金科玉条にして、だからいいということを行っているわけではありません。より正確に手間暇のかかり方を、どうしたらいい判定ができるか。それは、不断にこの認定基準も見直さないといけない。認定基準の見直しの過程でいろいろ御批判のようなこと等があったことは、今一生懸命改善しているということです。

○山井分科員 こちらのモデル事業は一万人以上でやったということが明記されているんですよ。ところが、こちらは八十六人ということは明記されていないんですよ。

そもそも、今回の問題になった、発覚したデータにもありますが、舛添大臣もお認めになったように、この十二ページにありますように、「介護給付費の縮減効果額」ということで、実際、要介護認定基準を厳しくして八十四億削減するとか、二百億から三百億削減するということを検討していたという内部文書が出てきたわけですよ。だからこそ、現場の人たちは不安で不安で仕方がないんです。

では、この検証結果はいつ出るんですか。それで、いざ検証した結果、三割、四割の方が低く出るということになったら、その間、新規裁定で裁定を受けた人はどうするんですか。もう一回さかのぼって裁定してもらえますか。

いつ検証結果が出るんですか。

○舛添国務大臣 それは四月十三日に検討会を開いて、要するに、三月ぐらいのものが四月に来てそこから検討しますから、常識的に考えれば、それは早くて六月、七月ぐらいになるんじゃないですか。それはしようがないですよ。それできちんと検討しましょうと。

それから、先ほど申し上げたように、全く新しくやる方については比較の対象がないわけですから。それは、百人要介護者がいれば、百人全部違いますよ。一人として同じのはいないので、全く同じ、クローン人間じゃないけれども二人いて、新しい認定基準でこっち。ならば……（山井分科員「質問に教えてください。委員長、余り時間がないので、もういいです」と呼ぶ）それならいいですけど、質問について言うと……

○秋葉主査代理 大臣、簡潔をお願いします。

○舛添国務大臣 ですから、区分変更の手続をおやりになればいいんですよ。

○山井分科員 いや、私は、今回の要介護認定で今までより軽くなる人がどれぐらいいるのか、その検証結果が出るのはいつですかという質問をしているんです。

○舛添国務大臣 先ほど申し上げたじゃないですか。時間がかかるから、恐らく早くて六月、七月になるだろうということを申し上げた。（山井分科員「いつですか」と呼ぶ）わかりません、今やっているところですから。

○山井分科員 高齢者の方は生身の人間なんですよ。もしそれでサービスが低下しているんだったら、大問題じゃないですか。年金から介護保険料を天引きされて、もしそれでサービスが大幅に減っていたら、どう責任をとるんですか。何でそんな悠長なことが言えるのか。介護の問題を一番身にしみて感じられているのは舛添大臣でしょう、御経験されて。

その方々のサービスがカットされるかもしれない。実際、今までホームヘルプが六回受けられていた人が三回になるかもしれない。そういうふうにはこれは深刻な問題ですよ。要介護一だったら施設に入れる人が、要支援二になったら施設には入れない。それこそ、家庭崩壊するかしらないかの瀬戸際にいる人もいるわけですよ。

それを検証するんだったら、いつまでにやるということを明確に、せめてここで答弁してください。それが、新しい基準を導入した人間の責任というものでしょう。

○舛添国務大臣 ですから、新しいものが出てくるまでは、本人の御希望があって申請があればそれは変えますということを申し上げております。

○山井分科員 だから、何回言ったらわかるんですか。新規の方にとっては不利益になるじゃないですか。今までと比べようがないんだから。古い基準だったら要介護一だったのに、新しい基準になると要支援二になるかもしれない。そういうことだったら見直さないとだめでしょう。その見直しをするためには、今までのものと今回とどちらが軽く出るか重く出るかの検証結果が必要なんです。だから、せめて、いつまでに出すかを教えてください。

○舛添国務大臣 前提が全然違います。そこは、私とあなたは全く意見が違う。

だから、何度も言っているじゃないですか。百人百様、違うわけですから、新しい認定基準でやって、じゃ、逆に聞きますけれども、何割軽くなったら変えるんですか。六割ですか、七割ですか、二割ですか。新しい基準でやるというのは、前と比較のしようがないんですよ。だから、今回の認定基準でいいという方が委員の中に半分おられるわけですよ。何で変えるんだと逆に言っていますよ。ですから、今までと比べて、重くなる人だって文句はあると思いますよ、重くなる人、軽くなる人、そういう方は希望を言えばいい。

新しい人について言うと、そこをどう変えるかということは別の問題だと思います。

○秋葉主査代理 山井君、時間を過ぎておりますので、簡潔をお願いいたします。

○山井分科員 はい。

ですから、新規の人は比べようがないんですよ。今まで利用していた人が要介護認定が今回下がったか、上がったか、変わってないか、その結果はいつ出るんですか。それを答弁してください。

○秋葉主査代理 大臣、簡潔にお願いします。

○舛添国務大臣 先ほど来申し上げますように、四月からの結果を一生懸命集計しても、早くて六、七月になりますということを申し上げているんです。まだわかりません、今やっているところですから。

○秋葉主査代理 時間が過ぎておりますので、これを最後の発言にしてください。

○山井分科員 はい。

そうしたら、七月には出してくださるということでよろしいですね。

○舛添国務大臣 わかりませんということを先ほど申し上げている。

○山井分科員 もう終わりますが、責任を持って物事をやってください。お年寄りと家族の人生がかかっているんですから。いつ結果が出るかわからないようなことは、人体実験じゃないですか。私は個人で怒っているんじゃないんですよ。全国のお年寄りを不安にさせるようなことはやめてください。

以上で終わります。